

物部川濁水対策検討会 とりまとめ報告書【概要】

令和8年2月19日

物部川流砂系総合土砂管理検討協議会

物部川濁水対策検討会「とりまとめ報告書」の公表について

公開日 2022年03月24日

これまでの経緯

物部川の上流域では、平成5年の山火事や生態系変化によるシカの食害増加により森林の荒廃が進行しており、特に平成16年及び平成17年の台風被害による大規模な山腹崩壊やダムへの土砂流入等により濁水長期化が問題となりました。このため、平成17年度に高知県が主体となり、学識者、国（国土交通省、林野庁）、物部川漁業協同組合で構成する「物部川濁水対策検討会」を組織しました。更に、平成19年度からは流域住民の声も反映されるよう流域3市の市長も参画し、これまで約15年間にわたり、濁水の実態把握、監視を実施するとともに、具体的な濁水軽減対策に向け、発生源及びダム貯水池において対策を実施してきました。

[物部川濁水対策検討会 これまでの検討\[PDF：429KB\]](#)

物部川における総合的な土砂管理の検討（令和2年度～令和3年度）

令和2年度に開催した「第16回物部川濁水対策検討会」において、濁水長期化の問題を解決するためにも、上流から海岸域までの土砂動態の把握及び土砂が流下しないことによる環境上のリスクの整理、総合的な土砂管理の推進が必要であるとの意見が出されました。

そこで、令和3年度には「物部川における総合的な土砂管理の検討」を実施できるよう、「物部川濁水対策検討会設置運営要領」を改定し、専門家や関係者の意見や考え方を取り入れるため、「物部川清流保全推進協議会」の委員、土砂管理及び海岸の専門家、物部川流域の関係者として山田堰井筋及び物部川土地改良区、香美及び物部森林組合、高知県漁業協同組合を追加して、現地視察や議論を行ってきました。

「とりまとめ報告書」について

物部川濁水対策検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、山地から海岸までを一体的に捉えた物部川全体の濁水対策を含む総合的な土砂管理に対する基本的な考え方について、以下の提言がとりまとめられました。

[物部川濁水対策検討会 とりまとめ報告書\[PDF：15MB\]](#)

[物部川濁水対策検討会 とりまとめ報告書 概要版\[PDF：277KB\]](#)

この記事に関するお問い合わせ

高知県 土木部 河川課

所在地： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

総務担当 088-823-9836

管理担当 088-823-9839

電話： 計画担当 088-823-9838

治水担当 088-823-9841

利水担当 088-823-9843

ファックス：088-823-9129

メール：170901@ken.pref.kochi.lg.jp



第18回検討会（R3.11.22：現地視察）



第19回検討会（R4.1.18）



第20回検討会（R4.2.18）

物部川濁水対策検討会 とりまとめ報告書【概要】

○物部川における濁水長期化の解消や山地から海岸までの総合的な土砂管理に向けた7つの提言(方向性)

| | | |
|---|---|--|
| <p>【基本的な考え方】</p> <p>■物部川全体の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上中流域は脆弱で崩壊しやすい地質特性 ・山林の荒廃(山火事、山腹崩壊、シカ等野生鳥獣による食害等) ・濁水長期化(ダム貯水池への長期間滞留等) ・ダム貯水池の堆砂(計画を超える進行、治水・利水に必要な容量の不足等) ・河川の洗堀や河床低下(護岸の被災、施設の安定性の低下等) ・河川環境の変化(河床材料の粗粒化、河口閉塞、アユ産卵場の減少等) ・海岸の砂浜の後退(供給土砂の減少、海岸侵食による越波被害等) |  | <p>■問題の抜本的な解決に向けた考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発生源対策をはじめ、濁水の早期排出や総合的な土砂管理について、永瀬ダムを含めた3つのダムの連携や改良などとあわせ、物部川流域の関係者全員で抜本的な対策を早期に検討・実施すべき。 ○今後想定される気候変動が治水・利水・環境・土砂管理などへ与える影響について留意するとともに、効率的な適応策を早期に検討していく必要がある。 |
|---|---|--|

【物部川における総合土砂管理に向けた7つの提言(方向性)】

- ①発生源対策(山からの急激な土砂流出の抑制)
 - 森林の保全については、「物部川清流保全推進協議会」において現状及び対応状況の把握、課題解決に向けた取組について協議するとともに、協議内容を関係する会議へ共有し連携を図っていくことが必要。
 - 間伐等の森林整備や土砂流出を抑制する治山事業に加え、森林環境譲与税を活用したシカ被害対策や林業の担い手育成対策、森林経営管理制度の着実な運用、耕作放棄の抑制などの取組も必要。
- ②濁水対策(濁水の早期排出)
 - これまで実施してきた貯水池内の濁水を早期に排出する貯水池対策の取り組みを引き続き行っていくとともに、更なる早期排出に向け、永瀬ダム、吉野ダム、杉田ダムの3つのダムが連携を強化していくことが必要。
- ③永瀬ダム等における堆砂対策(ダムへの土砂流入抑制、堆積土砂の撤去)
 - 計画どおりの洪水調整や水量の安定供給等に必要な貯水池容量を確保するため、永瀬ダム貯水池内の堆積土砂の掘削・撤去とあわせ、ダム上流の河道掘削などによる流入土砂の抑制など、抜本的な堆砂対策を行っていくことが必要。
 - 吉野ダム、杉田ダム貯水池の堆砂状況を把握し、必要に応じ3つのダムが連携した堆砂対策も検討していくことが必要。
- ④総合的な土砂管理の実施(粒径10～50mm程度の土砂の積極的な土砂流送)
 - 小さな粒径を増やし河川環境を回復・改善させるため、また、供給土砂の減少による河床低下や砂浜後退等を抑制・改善させるため、ダムから河川及び海岸へ土砂を供給するための対策を実施すべき。
 - 河口閉塞については必要に応じて維持開削を実施するとともに、今後河口部の地形や粒径分布、海岸における波浪の向きなど、抜本的な対策に向けての調査・検討を行うことが必要。
 - 粒径の大きな土砂は貯水池上流の施設などに留めておき、堰下流の局所的な洗堀抑制などのために運搬・投入するなどして有効に活用すべき。
 - 発生源対策や、貯水池対策の取り組みを引き続き行っていくとともに、永瀬ダム、吉野ダム、杉田ダムの3つのダムの連携や改良を抜本的に行うことが必要。
 - ダムから下流への土砂供給については、段階的に行い下流河川の応答を確認しつつ検討を行っていくことが必要。
- ⑤治水・利水への対応(気候変動も考慮した効率的な適応策検討)
 - 治水・利水ともに計画されている容量を現時点では確保出来ていないことから、今後も引き続き河川整備等を行うとともに気候変動への対応が必要。
 - 永瀬ダム貯水池においては、現時点で治水・利水容量が堆砂により減少していることから、堆砂除去とあわせた対応が必要。
 - 治水・利水に対する気候変動への対応を検討していく場合には、河川環境や土砂管理とあわせた効率的な適応策を検討していくことが必要。
- ⑥物部川流域管理(源流から海までの流域関係者による治水・利水・環境等への連携)
 - 治水・利水・環境及び土砂管理への対応を抜本的に取り組んでいくためには、各管理者との連携が重要。
 - 新たな概念として流域関係者全員が一体となり治水や利水、環境などを総合的に確認する「物部川流域管理」を進めていく。
- ⑦他の協議会との連携
 - 技術的な検討を実施する専門家会議や様々な関係者による協議会等の新たな体制のもと、「物部川水系流域治水協議会」や「物部川清流保全推進協議会」とも緊密に連携や情報共有を行い、具体的な内容についてフォローアップしながら、必要に応じて柔軟に見直しを行っていくことが必要。